

特集

## 「板橋区公文書館」のこれまでとこれから

Itabashi City Archives: an Overview of its Establishment,  
Activities and Future Prospects

三浦 喜代

Kiyo MIURA

### 要旨

「情報公開法」の制定を機に市町村の地域文書館設置は拍車がかかっている。こう表現したら言い過ぎであろうか。法の求める情報公開制度へのレベルの引き上げは、良好な文書管理のレベルアップを求めているだけでなく、その延長に、あるいは外側にある公文書館制度の充実を意図しているものであると前向きに読み取りたい。そして、日本に公文書館がいくつあるのか。数え方によって違う、などということがなくなるための始まりともなってほしい。

そのような中、板橋区では、情報の世紀を迎えると言われる社会変動の波に乗り、そして民主主義の内実を豊かにしていくための情報公開法を武器として公文書館設置をよい契機として捉え実行していった。板橋区公文書館の設立までの経緯、現在そして今後について、開設準備を担当した一職員目から述べた報告と所感である。

### 1 はじめに

『公文書館法』へえー。こんな立派な法律があったのかあ。こんな法律、いつだれが言い出したの？何の効果があったの？」これは、私が公文書館の開設準備担当として人事異動を命ぜられた時の最初の疑問である。情けなく、恥ずかしい話であるが、とにかく公文書館の専門知識ゼロの職員が準備をし、開館をし、現在運営にも当たっているという実態がある。

このような前置きをわざわざ記したのは、それが公文書館設置に際しての“板橋区らしさ”を象徴していると考えられたからである。この板橋区の特徴を記すこと、地域の基礎的自治体の公文書館が何を考え、実践し、めざそうとしているのかを紹介することが本稿

に与えられたテーマである。

当然のように、公文書館活動の運動には歴史があり、理想像や専門性の研究が進められてきていることを後の付け焼き刃勉強で知ることとなる。その運動論の中で板橋区の設置理念や方向性、施設のあり方がどのように評価されるか定かではないが、新しい時代の流れの中で、公文書館制度への新しい枠組みの転換を考える、新しい設立のあり方として提示してみたいと考える。

アーカイブへの素人さにこだわらない安易とも見える設立への取り組みは、公文書館業務への専門性をどのように捉えてのことだったのか。また、公文書館にとっての資料保存をどう考えてのことだったのか。未だ、こういうものであるという定まった形で世間に認知されていない公文書館を、板橋区の事例で

行政的使命としての側面から論じてみたい。

## 2 開かれた行政運営と 公文書館という流れ

板橋区公文書館は、平成12年（2000年）4月に東京都の区市町村ではじめて開設された公文書館である。開設されてから3年目を迎えようとしている。現在、一日平均利用者は4.3人。まだまだ十分な認知、活用状況とは言えないが、制度のシステム化、ルールの定着はなされてきており、役所内での領域の確立、役割分担等は整いつつある。

館の運営は、広い意味での情報公開を推進する施設であるという設置理念から、行政の組織体としての責任、透明性の証である公文書や行政資料を保存していくことを最重点に置いている。保存年限を超過し行政的価値がなくなった本来失われるべき運命にあった公文書や行政資料を保存し、それらを公開していくことにより、広く開かれた区政運営の更なる推進の一助を担っていかうとする事業としてスタートさせた。

情報公開法が成立して以来の公文書館を取り巻く動きの中で、情報公開制度の外側を補う、あるいは充実する制度として公文書館を捉え、設置した板橋区のようなケースは、今や当たり前前の動きになりつつある。本年4月開設予定の熊本県本渡市の例も板橋区とほぼ同様のスタンスのようだ。

時代が変わり、経済構造に変化が起きているように、公文書館認識をめぐる論議や実際の運動にも変化が起きているのではないだろうか。高度情報化という情報の成熟した時代には、公文書館の運営も過去の構造への固執では機能しなくなるばかりか崩壊の危機すらありうるであろう。

極端な表現かもしれないが、官公庁資料を重点に扱わない施設は【公文書館】として認識されないという領域整理がされてくる可能性もある。また、歴史的・文化的なという利用を越えた利用（証拠資料としての利用や利益を得る目的の利用等）を利用者の平等性の

確保からどう考えるのかを整理できない運営も厳しいものとなるであろう。更に、国立公文書館の動きやIT推進による記録管理のあり方を変える動き等、社会の変動は公文書館のパラダイム変換に影響を与えつつあることを認識せざるを得ない。

こうした変動の中で、板橋区は、公文書館を広い意味での情報公開機関として位置づけ、設置理念を明確にすることで存在意義の領域確立をスムーズに進めることができた。そして、情報公開法が施行されようとする流れに乗り、2000年という21世紀を意識する記念として公文書館の設置を良い契機として捉え実行していったのである。同年同時期に『板橋区公文書公開条例』は『板橋区情報公開条例』として拡充改正され、『公文書館条例』と相まって区民と情報を共有することを積極的に進めることとなった。

## 3 板橋区公文書館の設置経緯と転換期

公文書館制度がどのような転換期を迎えようとしているのか。板橋区の事例は、第三期を迎えてのことだったのではないかと推察している。

第一期から第二期、第三期の変化りをどう捉えたかを簡単に記せば、第一期は、「自治体史編さん事業のなかから、初期の文書館が生まれ<sup>2)</sup>」収集した資料の将来保存を確保することが中心であった時期。その後、「公文書館法がテコとなって、……全国に三十一もの都道府県立の文書館が数えられるまでになってきた<sup>2)</sup>」という第二期。行政の記録資料も保存していく意義があると根拠付けられ、館設立が進んだ時期ともいえる。そして、第三期はだれの目にもはっきりとしている『情報公開法』の成立が影響を与えた時期である。つまり、公文書館が総合的な情報公開制度を推進していく意義に着目する必要を認識せざるを得なくなった時期と捉えてみた。

ところで、第三期の転換期として捉えた板橋区公文書館の設置経緯について触れておか

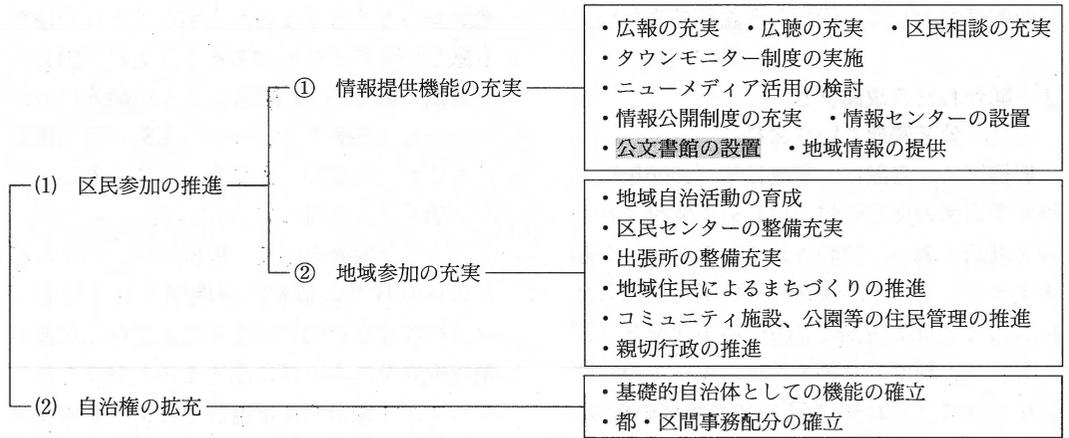


図1 昭和60年基本計画施策体系図 (出典:「板橋区基本計画」抄)

なければならない。専門性のない職員が準備したとはいえ、設置への構想は決して安易なものではなかったことを弁明しておく必要があるからである。

当区の公文書館設置構想は、昭和57年に逆上る。昭和60年度施行予定の『板橋区公文書公開条例』を当時の企画課・広報課が議論を重ね準備をしていた時期である。情報公開制度の基盤を確立したこの制度準備の際に次の課題が提起された。保存年限が経過し行政的価値がなくなった文書についても、歴史的に重要なものは保存し、公開する方法を検討する必要があるという考えである。その課題は昭和60年4月、公文書公開条例の施行と同時に『板橋区基本計画(昭和60年～70年度)』に「公文書館の設置」が計画されることで具体化された。

その後、公文書館法が公布されたのが昭和62年である。当区ではこの法律制定以前に既に公文書館の必要性を論議し計画していたということになる。そして、設置にむけての基本的な考え方は、行政への区民参加を推進するために情報提供機能を充実する施設として位置づけられてきたのである。情報公開制度の限界を補う外側の制度として公文書館制度を構想し、時空を超えての情報提供を可能にしようとしたのが公文書館制度であると整理をした。この情報公開制度との継続性で考ええると、公文書館での情報提供は当然のよう

に行政の資料が中心となるが、それだけではなく、寄贈された地域資料や収集した民間資料も含め、区が保存していくことを決めたあらゆる資料が対象ということになるであろう。原課で、公用<sup>3)</sup>(組織的共用)として利用している文書や資料は情報公開制度により開示を求めることができる。そして、役割を終えた(非現用)資料は公文書館制度により公共用<sup>3)</sup>(情報の共有)として閲覧利用できるものとして生まれ変わる。こんな簡単な整理をすることで、板橋区の公文書館機能の重要性は総合的な情報公開を推進していく一つのしくみとして捉え整理していくことができたのである。つまり、広報活動等の積極的な情報提供制度や条例公布等の公表制度、そして、公文書の公開を保障した情報公開制度等と並列に、なおかつ外側からも総合的に情報公開制度を推進する一つの制度として公文書館を位置づけたのである。

再び経緯に戻るが、問題意識や計画を早くから持っていたものの公文書館設置まで早や15年、歴代の関係者の努力にもかかわらず、その時代時代の施策の優先順位、また近年の区勢を取り巻く厳しい財政状況等の問題から開設までには時間を要してしまった。しかし費用対効果という大きな問題を整理してからは一気に計画化を進めていくこととなる。

経緯のなかで次の点には触れておきたい。公文書館の開設には、まず、ハード面で独立

した館は設置せず、既存の資源を有効活用することを前提として検討したこと。更に、ソフト面のしくみづくりも現に存在するシステムとの関係や継続性を重視し、文書管理の主管課と情報公開の担当課を巻き込んだ事業の展開をしたこと。その結果、現用文書のコンピュータシステムを再活用でき、公文書館では効率的な資料整理が可能となった。そして、費用をかけてでも公文書館事業を実施していく意義（設置理念）を明確にし、行政の責任、主体性、自立を志向したことが設置への説得に最短距離となったこと、なによりも、そのことに向けてのトップ（区長）の早い決断があり、区民代表や学識経験者を交えた懇談会に意見を求めるなど、開かれた方法をとったことも効果的であったことを記しておきたい。

板橋区は、平成2年から平成11年の10年間、公文書館開設の直前まで自治体史編さん事業を手掛けてきている。そのため、編さん事業終了の受け皿として公文書館設置を実行したと受けとめられているようだ。しかし、板橋区の公文書館設置構想は、記してきた経緯のとおり、編さん事業終了を待ったのではなく、別の理念の別の事業として出発したことを理解していただけたのではないだろうか。そして、板橋区の公文書館制度が軌道に乗り徐々に整っていけば、板橋区が公文書館運動のどのような転換期を迎えての事だったのかも明

らかになることであろう。また、第三の転換期と捉えたこの流れはきっと公文書館新設へ追い風になっていくに違いない。

#### 4 行政経営改革と公文書館

歴史資料と言われるものを税金を使って保存するからには、それを機能させることを当然の目的としなければならない。保存してしまっておくだけでは、歴史性も文化性も発揮できない。納税者が閲覧利用できるよう進行管理していくことが重要な仕事となる。

板橋区は、再利用・再活用を心掛け経費を最小限に抑えて開設準備を進めてきたが、開館後の運営も当然例外ではない。議会が認めた事業枠組みの予算のなかで、優先順位を決め計画的に執行し、最大の効果をあげなければならない。

資料保存には経費がかかるのは当然であるが、最小経費での方法や優先順位の決定等、運営活動のなかで研究課題としなければならない点が多い。保存に関する専門的な知識を学べば学ぶ程、経費を注ぎ込んででも最良の方法をとる方向に傾く。その方法を取れないことのジレンマもでてくる。最良の方法の研究は大切である。しかし、これからの公文書館運営では最小の経費で、どこまでをどのように運営しているのかという事例研究も取り組んでいかなければならないであろう。

昭和57年 4月	企画課・広報課により公文書館の必要性を論議。
昭和60年 4月	「東京都板橋区公文書公開条例」施行。 板橋区基本計画（昭和60年～70年）に公文書館設置を計上。
平成2年 4月	板橋区史編さん事業が開始される。
平成9年 6月	庁内職員プロジェクトにより公文書館設置の検討を開始。
平成11年 3月	板橋区公文書館開設懇談会設置。
4月	開設準備室（担当主査）設置。
10月	同懇談会が答申。
平成12年 3月	板橋区史編さん事業終了。
平成12年 4月	「板橋区公文書館条例」施行。東京都板橋区公文書館開館。 「東京都板橋区情報公開条例」施行。

図2 設置経緯

（筆者作成 平成12年4月）

住民がどこまでのものを求めるかを判断する材料を提示できなければならないからである。公文書館と言えども特別ではなく行政評価の対象事業であることに変わりはない。そのことを認識しなければならない時代でもあろう。

これまでの公文書館活動では、運営のなかでのサービスの中身と住民負担のあり方について正面から検討した論文があったのであろうか。公表しないまでも、これからは自館の事務事業を展開したことによる効果を客観的な指標や数で計る手法を準備していきたいものである。それらの指標は「現状を認識し、行政課題を発見するツール<sup>4)</sup>」にもなり、また、経費の負担がサービスに見合って妥当であると受容されるための根拠にもなる。公文書館活動のなかで今まで弱かった傾向にある行政評価制度への取り組みを意識していく必要を是非この場をかりて提起しておきたい。

長期化する経済の低迷のなか行政経営改革を行うことが必要不可欠になってきているのはどこの自治体も同じである。板橋区においてもその真っ只中にあり、事務事業の効率化を計る手法として行政評価制度を導入している。効果性、必要性、区民ニーズ等の視点を常に点検・評価し、より良い事業の見直しを計ることを目的とした制度である。公文書館と言えども評価されなければ事業の存続は難しいという意識で運営にあたっている訳である。

事業の評価を計る指標は多数考えられる。利用者で計ることも、企画展の事業数で計ることも、保存資料の数で計ることもできる。大事なことは、かかった経費でそれらを割り返してみることである。利用者1人の対応にいくらかかったのか。企画展を実施し来場した1人に対していくらかかったのか。公開できる資料を1点増やすのにいくらかかったのか。職員の研究活動の成果を発表し啓発するのにいくらかかったのか。—というように事務事業の成果を数量化しておくことである。同時に、年度の計画事務量が予定どおり達成

できたのか。などの達成度も評価指標として大切である。板橋区公文書館では、これらのことに取り組み始めている。失敗してはいけない事業だからこそ進行管理(マネジメント)が必要と認識しているからである。その認識は、板橋区が館を総括する責任者は組織管理者であるという側面を重視し予算や人事権限を持つ課長級の行政職員としていることでも伺える。もちろん、運営内容の目的に沿って職員の職種構成を考えていくことも必要と考えているが、現段階では全て一般行政職で構成しており、限られた財源や人材を効果的かつ効率的に活用するために退職者OBにも活躍していただいている。公文書等の行政資料が中心の板橋区では、行政職経験豊富なOBの情報処理能力等が資料整理をするうえの専門性として生かされてもいる。公文書館での専門性を歴史学的な専門性と固定的に捉えると経営改革は難しい。OBの活用は、区として時代の変化に柔軟に応えられる運営を展開していくためにとった策でもある。

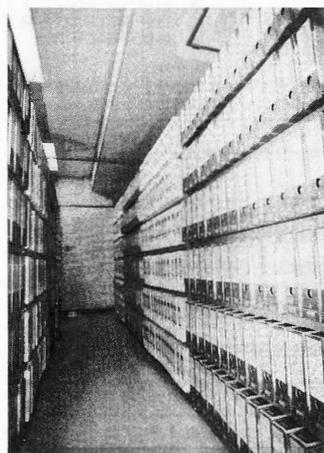
もちろん当然のことではあるが、公文書館での専門性は行政経験に限定される訳ではない。古文書や写真・地図等、行政資料以外の歴史史料についても、一定の秩序に基づいて整理を進める必要があり、また、平等閲覧の原則を実行するために閲覧制限箇所や制限期間の検討も欠かせない。その専門性をカバーするため、板橋区では公文書館専門員(非常勤)を設置する準備を進めている。このことにより今後、運営を進めながら専門職を考える糸口にしていけるのではないかと考えている。そして、経営的視点からもスペシャリストの必要性を実証していくことを検討していきたい。

## 5 板橋区公文書館の運営状況と課題

開館したばかりの我が館にとっての当面の重要課題は、公開できる資料を蓄積し、利用しやすいよう整理を進めていくことである。そのために全体業務の割合は整理業務の比率

が高くなっていることは言うまでもない。一方、利用促進するための啓発事業や利用者へのレファレンス業務への割合が少ないという現況であり、ジレンマともなっている。

年間の業務割合を（図3）のように整理し表現してみた。大まかではあるが、どのような業務をどのような人員の割合で、どのくらいの経費をかけて運営しているのかを見渡すことができる。



板橋区公文書館書庫

「アーカイブボックスに収められた公文書」

人口50万区民の小規模な公文書館運営である。他館と比較するすべもなく、また、比較すべきものでもないかもしれない。しかし、館の機能や役割が異なると業務の内容や割合にどのような違いが生ずるのか。地域歴史資料の多い地域では、特性が運営にどのような影響を及ぼすのか。そして、どこの館にも共通に比較できるベースがあるとするれば、自館は効率的な運営ができているのであろうか。……等比較により、より良い運営を研究していくことが可能となる。

考えてみれば、公文書館運営は何をものさしとして仕事を評価してもらえるのであろうか。館の目的や機能が一律でない日本の公文書館では、統一したものさしで計れるほど世間に認知されていないのが現実であろう。しかし、認知させていくためには、そのことを課題としていく必要がある。その一步を踏み出すために板橋区公文書館の事例を勇気をもって提示してみた。是非、ご意見をいただければうれしい限りであり、考察をしていただきたい。

また図4は、当区で実践している行政評価

業 務	人員全体量		人員配置割合	総運営経費（人件費含む）		経費配分割合
	内訳	人数		12年度決算	割合	
	館長(兼務) 正規職員 再雇用職員 非常勤職員	0.3人 2.0人 3.0人 1.0人	100%	30,247千円 24,372千円 5,875千円	100%	100%
収集・選別・整理・登録・保存等の業務	正0.5×2人=1.0 再0.9×3人=2.7 非1.0×2人=1.0	4.7人	74%	19,535千円		65%
	内 行政資料	3.3人	52%	内 行政資料	12,230千円	41%
	訳 その他の資料	1.4人	22%	訳 その他の資料	7,305千円	24%
窓口等の利用者に関する業務	正0.1×2人=0.2 再0.1×3人=0.3	0.5人	8%	3,164千円		11%
全体運営管理業務	長0.3×1人=0.3 正0.2×1人=0.2	0.5人	8%	3,088千円		10%
経理・予算・庶務等に関する業務	正0.5×1人=0.5	0.5人	8%	3,716千円		12%
広報等啓発活動の業務	正0.1×1人=0.2	0.1人	2%	744千円		2%

図3 事務事業分担割合

（筆者作成 平成13年10月）

## 板橋区事務事業評価表

		平成14年 4月30日 作成						
整理番号		事務事業名 公文書・行政資料の収集・整理・保存および公開	担当課長氏名 大澤 公一					
担当課係	公文書館管理係	Ta 3579-2291	担当者氏名 三浦 喜代					
<b>I 事務事業の概要 (開始年度: 12年度)</b>								
①対象	個人 公私研究機関・団体	④根拠法令等	《上位の施策名》 中項目名(区民と区の新たな関係づくり) 《根拠法令等》 公文書館法 板橋区公文書館条例					
②意図	より開かれた区政運営実現のために、区に関する公文書等の資料から歴史資料として重要なものを収集・保存し区民に公開し閲覧に供する。	⑤現況に対する担当課の評価	<input type="checkbox"/> 当初予定以上に目標達成 <input checked="" type="checkbox"/> 当初予定どおり目標達成 <input type="checkbox"/> 目標達成にはなお努力を要す <input type="checkbox"/> 目標達成は不十分					
③手段	保存年限が経過した公文書等を一定のルールに基づき選別し、整理し、保存していく。 調査研究用に利用提供できる公開資料を蓄積しサービス提供を充実していくために資料の収集・整理を進める。	《備考》 収集・整理・登録については当初予定以上の達成であるが、利用者数を増やす工夫については努力を要する。						
<b>II 事務事業を取り巻く環境</b>								
①事業に影響を及ぼす環境の変化		③今後の予測						
IT化推進の流れの中で文書の電子化の動きがある。新たな保存媒体を考えなければならない等、記録管理のあり方を大きく変える動きへの対応が必要になっている。		「情報公開法」の施行により、情報公開制度から適用除外となった情報の公開を公文書館制度で担うことが認識されるようになった。この法の趣旨は自治体に求められており、公文書館新設に追い風となっている。23区で初の板橋区に続いて区内でも開設準備の区が増えてくと予想される。						
②区民要望(ニーズ)等の状況		④国・都・民間等における類似事業						
公文書館は、公文書等の区の行政資料を収集・保存することを最重点に置いている施設であるが、利用者から、広く板橋の郷土史料を公開する役割をカバーすることも期待されている。		国立公文書館(1) 東京都公文書館他各都道府県市町村公文書館(45) 日本銀行アーカイブ・京大文学書館・NHKアーカイブ等						
<b>III 事務事業の目標と実績</b>								
区分	単位	平成12年度	平成17年度	平成12年度	平成13年度		平成14年度	
		過去の実績値	目標値	実績	計画	実績	計画	
①事務事業指標	《活動指標1》 公文書等行政資料の収集選別	件 41,445	260,000	41,445 (41,445)	47,000 (88,445)	48,573 達成率35%	45,000	
	《活動指標2》 公文書等行政資料の整理登録	件 4,386	31,600	4,386 (4,386)	7,000 (11,386)	7,260 達成率37%	4,500	
	《成果指標1》 公文書等行政資料の登録率 (各年度の移管指定文書に対して)	% 60.5	90.0	60.5	65.0	66.8 達成率74%	70.0	
	《成果指標2》 利用者数	人 1,289 (1日あたり4.3人)	9,000 (1日あたり5.0人)	1,289 (1日あたり4.3人)	1,350 (1日あたり4.5人)	1,005 達成率26%	1,400	
②事務数量	《内訳》		正規職員	0.5人	0.5人	0.5人	0.5人	
	○平成13年度決算 (内訳) 資料整理用事務用品の購入 2,589千円 資料整理用備品の購入 985 パソコン買貸借 1,034 570		再雇用職員	1.8人	1.8人	1.8人	1.2人	
③経費(金額単位・千円)			非常勤職員等	延 192日	延 192日	延 192日	延 0日	
	人件費 9,667千円 正規職員(0.5×2人×1/2年)3,662 再雇用(0.9×3人×2/3年)4,619 非常勤職員実績 1,386		人件費換算	9,937	9,581	9,667	7,507	
	○平成14年度予算 (内訳) 資料整理用事務用品の購入 710 資料整理用備品の購入 0 パソコン買貸借 297		人件費を除く 歳出額	2,293	2,795	2,589	1,007	
	人件費 7,507千円 正規職員(0.5×2人×1/2年)3,661 再雇用(0.9×1人×2/3年)1,537 再任用(0.9×1人×2/3年)2,309		総事業費	12,230	12,376	12,256	10,779	
			単位あた	活動指標1	0.3	0.3	0.3	0.2
			リコスト	活動指標2	2.8	1.8	1.5	1.9
		特定財源	《歳入》	0	0	0	0	
			国支出金	0	0	0	0	
			都支出金	0	0	0	0	
		差引一般財源		12,230	12,376	12,256	8,514	

図4 板橋区行政評価

整理番号	事務事業名	公文書・行政資料の収集・整理・保存および公開			
IV 活動の計画達成状況と成果（単年度）					
①活動指標の達成度	《活動指標1》の達成率	103%	達成・未達成	《活動指標2》の達成率	120% 達成・未達成
②成果指標の達成度	《成果指標1》の達成率	103%	達成・未達成	《成果指標2》の達成率	74% 達成・未達成
V 事務事業の評価（担当課評価）					
①指標の達成度に対する評価（未達成の場合その理由）		資料整理は、進行管理を怠ることなく進めた結果目標を越えて達成することができた。未達成となった利用者の減は、開館当初に比べ視察団体が減ってきたことによる減である。一方、通常の利用者は定着してきているので今後はその拡大に努力していかなければならない。また、14年度は館の移転を予定している。利便性が現状より悪くなるため更に利用者の減が予想されるが公文書館ホームページの開設により、ネット上での目録利用者や電子展示室の閲覧者も視野に入れ利用しやすい工夫を重ねていく。			
②目的の妥当性	上位施策への貢献度	高い・低い・どちらともいえない	《理由》 公文書館制度は、廃棄対象となった歴史的価値のある非現用文書を情報公開制度の外側で保存・公開することを可能にした制度である。時空を越えた情報共有は、歴史を踏まえた政策づくりを区民と区が双方で積極的に進めていく道を開くことになる。共生、協働の関係を築き地域文化の創造的発展に貢献する。		
	事業の目的の達成度	高い・低い・どちらともいえない	《理由》 歴史の浅い日本の公文書館は、住民に身近な施設として認知してもらうには時間を要する。歴史資料の蓄積を重ねることで将来の区民利用も視野に入れ、目的達成に努力していく。		
	区が行う必要性	高い・低い・どちらともいえない	《理由》 公文書等の行政記録を保存・公開することは行政が本来やるべき業務であり外部委託等にはなじまない。また、国や都などの広域自治体で存在する公文書館で板橋区の歴史資料を系統的に残すことは難しい。		
③事業の有効性	事業成果向上の可能性	高い・低い・どちらともいえない	《理由》 公文書館は、開かれた区政実現の礎となるものであり、区民にとっては区の行政をはじめとする区政の営みを地域住民のものとする上で必要不可欠である。更に、行政経営上の観点からも公文書の諸記録を保存することは、行政事務全般の一貫性や継続性を確保することができ、効率的な行政運営が可能となる。行政の自己点検や外部評価も可能となる。		
	同じ目的を持つ他の事業	ある・ない	《事業内容》 公文書館の所蔵資料は行政活動から生まれた文書類が中心であるが、地域の歴史情報資源としての役割も求められていることから古文書や諸家の私文書等も保存している。この地域歴史資料の保存という目的で類縁施設としてある郷土資料館と競合するが、所蔵資料の閲覧公開機能は郷土資料館にない。		
④事業の効率性	受益者負担見直しの余地	ある・ない	《理由》 所蔵資料の閲覧は利用者への平等性の観点から無料であり、複写サービスは全庁的な統一料金負担としている。		
	コストを下げる余地	ある・ない	《理由》 閉鎖施設の後利用、備品類の再利用、働く職員も行政〇日に再活躍してもらうなど再利用・再活用を心掛け経費を最小限に抑えた運営を進めている。歴史資料の評価選別は未経験のアルバイト等では難しい。また、土・日・祝日の勤務をローテーションするには人員削減も厳しい状況であるが、14年度は再雇用職員1名減を実施しコストの維持を図る。		
	対象の限定・縮小の可能性	高い・低い・検討すべき	《理由》 対象の資料は板橋区に関する歴史資料である。行政資料だけでなく、区内の地域団体資料、地域企業資料等も視野に入るが、あくまでも区に関するものである。近隣区・東京都・国等の収集資料は関連性ある資料に限定しているのが現状である。ただし、区民サービスの向上を図る上では区立郷土資料館や図書館、他の自治体の公文書館、大学等の研究機関等と所蔵資料データの相互利用について検討を進めていく必要がある。		
⑤事業の代替性	他の手段への代替可能性	高い・低い・検討すべき	《理由》 広義の情報公開を推進する機能を担う公文書館の事業主体は行政が行うべきであるが、外部に発注効果の期待できる多種・多様・大量の業務も存在する。但し、委託業務内容はほぼ人件費であるため費用対効果の期待は低い。		
	事業形式の変更の可能性	高い・低い・検討すべき	《理由》（外部委託・補助事業化等） 国立公文書館は平成13年4月に国とは別人格の法人を設立した。独立行政法人制度として運営を開始した先例がある。国からの事前関与・統制を極力排し、より専門的機能を高めることで公文書館制度の充実・発展を進める方向であるが、その方法が適切かどうかの評価はまだ定まっていない。		
⑥国・都・民間等における類似事業との比較		国や広域自治体の公文書館と地域の市レベルの公文書館では、施設の規模、収集資料の範囲や量、保存経費等とそれをとって当然比較の対象にならない。また、比較すべきものでもない。板橋区の行政の責任で、板橋区で保存しなければならない資料を、板橋区が可能な方法で、知る権利にこたえない開かれた施設として徐々に充実していくことが大切である。ただし、「どの公文書館へ行っても同じような所蔵資料しかない」というようなことがないように板橋区の特性を生かした地域公文書館をめざさなければならない。例えば、環境行政のことを研究するには板橋区の公文書館に行かなければ語れないというような特色をもつことである。			
⑦総合評価	事業の改善余地の可能性	開館して2年目である。一日平均利用者は4人であり、まだまだ十分な認知、活用状況とはいえないが、制度のシステム化、公文書等の移管ルールの定着はなされてきており、役所内での領域の確立役割分担等は整いつつある。したがって歴史資料の蓄積がなされる数年間は、施設や事業の拡充に走らず現状維持の運営を保ちながら住民ニーズの掘り起こしや啓発活動を進めていくべきである。			
	■ 現状維持が適切 □ 改善の余地あり				
⑧担当課長の所見	公文書館制度の理念を踏まえて事務事業の評価についてみると、開館して2年の事務事業の内容としては、目標の設定値、事業計画の達成率、国・都・民間・内部組織等における類似事業との関係調整、総合評価のいずれも妥当な評価であると考えている。なお、地域住民に身近な施設として今後は利用者の拡大を工夫していく努力を要する。情報通信技術の進歩による活用を視野に入れ、来館しなくても利用が可能となる方法の拡充等は進めていくべきと考える。ただし、コンピューターネットワークの環境はは全ての人が整っている訳ではない。あらゆる情報に誰もが平等にアクセスできるよう、アナログ対応・デジタル対応の両方面で公平性ある情報提供を目指していくことが大切と考える。				

システム評価表

システムの一部である。事業の目標や成果を分かりやすい形で数値化し区民に公表するために作られた様式である。このページは、我が館の中心業務である行政資料整理、図3中にある下線3.3人の業務を評価してもらうために作成されている。評価前の事前公表用であるが、これも参考に提示してみた。

この評価表では、行政資料1点を評価・選別するのに約300円の経費がかかり、また、公開用として登録し検索可能なように整理し保存していくには1点約2,800円のコストがかかることを表している。そして、今年度はその単価を1,800円におさえることが目標となっている。この資料で具体的に我が館の運営を見ていただけるのでないだろうか。

このコストが安いのか、高いのかその判断は区民がすることになる。高すぎるということであれば、経費節減の方策を検討していかなければならない。ただし、臨時職員化や業者委託で維持できない業務であれば説得力ある説明ができなければならない。逆に、安いということであれば経費節減の方策の結果であり、その是非を問うことになる。また、保存に経費がかかりすぎるのであれば、選別して保存量をさらに減らすという判断も出て来よう。減らす判断ができなければ経費は妥当であると認めていただかなければならない。

このように、公文書館の運営は住民とともに築く自治の原点であることを我々は改めて認識しなければならないし、その手法を研究していくことが大切である。そして、その努力で公文書館を必要不可欠な存在として築き上げていくことにつなげていきたいものである。

## 6 公文書館の未来は？

公文書館の展望を明るいものにするために

は、恐らく、行政情報のマネジメントシステムの実現の中で知る権利の保障に依っていくことの方性しかないと考えている。現用文書との連続性をどのように整理し、新しい制度との体系をどう確立するかが公文書館の将来を握る鍵であることを板橋区の事例で述べてきたつもりである。

また同時に、国立公文書館の動きと無縁であり得ないのが地方の公文書館でもある。独立行政法人となった国立公文書館は、国とは別人格の法人となることで国からの統制をできるだけ排し、より専門性を高めていければ公文書館の将来にとって前進となることができる。ただし、国の機関との間で制度設計や提案に積極的に関与できる権限が保障されていることが前提であろう。

行政機関と付かず、離れず住民自治を推進していける理想の館とはどんな展開が予想されるのであろうか。恐らく社会の変化に流動的であろうことに間違いはない。そして、何十年か先には住民の自主運営管理の拠点としてNPO組織の仲間入りをしているかもしれないなどと私の単純な頭は想像を巡らしている。

### 注

- 1) 『記録と史料 No.1』 1990 「文書館への招待」高橋実  
『日本の文書館運動』 1996 「戦後史料保存運動と全史料協の20年」それぞれ異なる第一期～三期を捉えている。ここでは、筆者自身の考え方で区分を行った。
- 2) 『草加市史研究』 1996 第10号「市立文書館と自治体市史編纂」小川千代子
- 3) 「公用」「公共用」の既定概念はない。ここでは筆者の考えで区別して使用した。
- 4) 『地方公共団体に行政評価を円滑に導入するための進め方』政策評価各府県省連絡会議

